

25 宮城県職業能力開発協会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区青葉町16-1			代表者	会長 渡辺 皓	
電話	022-271-9260	ファックス	022-271-9242	ホームページ	http://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com	
設立	昭和54年10月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 産業人材対策課	
出資等の状況	第1位 - (-) 千円	第2位 - (-) 千円	第3位 - (-) 千円	その他	- (-) 千円	
設立目的(定款等)	宮城県の地区内において職業訓練、職業能力検定、その他職業能力開発に関し必要な業務を行うことにより、当該地区における職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的とする。				出資等総額	0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		27年度	28年度	29年度	
事業1	受託事業	56,315	59,396	73,115	企業内キャリア形成の支援、若年技能者人材育成の支援
	全体事業に占める割合	51.6%	51.3%	52.6%	
事業2	技能検定事業	49,027	52,663	61,775	技能検定試験(国家試験)の実施
	全体事業に占める割合	44.9%	45.5%	44.4%	
事業3	能力開発振興事業	3,483	3,519	3,854	認定職業訓練団体の育成並びに各種講習会等の実施
	全体事業に占める割合	3.2%	3.0%	2.8%	
その他の事業	技能評価試験等実施事業	384	265	331	技能評価試験、ビジネスキャリア検定試験等の実施
	全体事業に占める割合	0.4%	0.2%	0.2%	
全体事業費		109,209	115,843	139,075	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
<p>当協会は、職業能力開発促進法に基づく必置団体であり、国家試験である技能検定試験を中心に民間における職業能力の開発・向上を促進する重要な役割を担っている団体である。</p> <p>都道府県と密接な連携のもとに生涯にわたる職業能力の開発及び促進を図るという目的・基本理念を有しており、職業能力開発促進法第82条に業務が規定されている。</p>	<p>職業能力開発協会は、県内における職業能力の開発促進のための民間における指導的団体であり、国及び県の施策をさらに浸透させ、生涯職業能力開発促進のための活動を行う準共同的団体である。</p> <p>健全運営に努めるとともに、技能検定試験、技能五輪全国大会への参加支援及び各種講習会等を引き続き適切に実施し、一層の技能振興に取り組むことを期待する。</p>

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
<p>当協会の法律に基づく技能検定業務について、受検申請者を計画どおり確保できた。また、平成29年11月に施行された外国人技能実習制度が改正されたのに伴い、随時実施試験受検者数が大幅に増加したが、従来の手順に囚われず柔軟に進めたことで試験の実施等について適切に対応することができた。</p>	<p>団体の主要事業の一つである技能検定事業については、73職種101作業の試験を実施するなど、受検機会の確保に取り組んだ。今後とも外国人技能実習制度の見直しや若年者に対する減免制度の開始など制度改革に沿った受入体制の整備や技能振興に係る講習機会の確保など指導的役割を果たしていくことが期待される。</p>

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	<p>組織運営に必要とされるコンプライアンス取り組みについては不十分なので、今後は規程の整備を行い、コンプライアンスの確保を図る。</p> <p>また、税理士と業務契約を行い、経理業務を含め定期的に指導を受けることとする。</p>	<p>コンプライアンスの取り組みについては不十分であることから、県としても今後とも改善に向けた助言と指導を行う。</p>	B
ロ 財務の健全性 ※1	<p>当期利益は庁舎等の修繕費の増加により減少したものの、利益を確保することができた。</p> <p>今後も経費節減に努め、収益を確保し、健全経営に努めていく。</p>	<p>経費節減と収益確保に取り組みながら、自主財源の拡充に努めており評価できる。</p>	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	<p>技能検定の業務は、受検申請者に左右されるが、当初計画のとおり取り組む事ができた。今後は、税理士に委託し、なお一層の財務基盤の強化に努めていく。</p>	<p>財務状況については、受検者数などの不確定要素に左右されやすく、長期的視点での経営改善が難しい状況であるが、団体が技能振興に果たすべき役割は益々大きくなっていることから、経営基盤の強化と事務事業の改善など、必要な助言を行っていく。</p>	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	124,164	92,233	66,050	△ 26,183
	流動資産	43,331	26,833	14,530	△ 12,303
	固定資産	80,833	65,400	51,520	△ 13,880
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	91,322	58,555	32,904	△ 25,651
	流動負債	40,374	24,444	14,352	△ 10,092
	固定負債	50,948	34,111	18,552	△ 15,559
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	32,843	33,678	33,146	△ 532
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	32,843	33,678	33,146	△ 532	
正味財産増減計算書	経常収益	168,865	192,623	213,513	20,890
	うち事業収益	65,419	67,353	65,434	△ 1,919
	経常費用	167,497	190,234	213,334	23,100
	うち管理費	56,699	58,298	60,002	1,704
	評価損益等調整前当期経常増減額	1,368	2,389	178	△ 2,211
	当期経常増減額	1,368	2,389	178	△ 2,211
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	5,199	836	△ 532	△ 1,368
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	5,199	836	△ 532	△ 1,368	
県の財政的関与	補助金	41,960	44,611	55,290	10,679
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	41,960	44,611	55,290	10,679
	総収入 ※3	168,865	192,623	213,513	20,890
	総収入に対する補助金等割合	24.8%	23.2%	25.9%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	26.5%	36.5%	50.2%	13.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	107.3%	109.8%	101.2%	-8.5%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	0.8%	1.2%	0.1%	-1.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	33.6%	30.3%	28.1%	-2.2%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	23 (1)	22 (1)	23 (1)	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	8	7	8	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	プロパー職員	8	7	8	常勤職員(プロパー)	
	県OB	0	0	0	平均年齢	47.0
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	その他の派遣職員	0	0	0		
上記以外の職員(※5)	9	12	9			

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。